

生活保護

扶養強要許されない

辰巳議員が「水際作戦」批判

例に対しては「適切に助言していく」と答弁しました。

辰巳氏は、大阪市が50代の女性に35年間音信不通だった父親の扶養を通知し、さらにその女性の子どもにまで通知していたケースを紹介。「こうした事例は全国にある」と指摘し、「扶養が無理な人にも押し付けようというのが今の生活保護行政だ。こういうやり方は改めるべきだ」と迫りました。

安倍晋三首相は「適切に運用されることが大切」と答えるにとどまりました。辰巳氏は「人間らしい暮らしを保障する『生存権』の魂を、生活保護行政と運用に入れ込むことを強く求める」と主張しました。

日本共産党の辰巳孝太郎議員は20日の参院予算委員会で、「扶養義務の強化」

参院予算委

を盛り込んだ改悪生活保護法の7月施行を前に、生活保護利用者の親族などへの無法な扶養義務の強要が横行しているとして、国とし



てやめさせるよう求めました。辰巳氏は、大阪市が生活保護利用者の親族に対し、援助すべき額の「目安」(図)を示して扶養の要請を行う方針を打ち出している実態を告発。月の手取りが9万円という生活保護基準以下で生活する人にも、最大で月1万5000円も

の援助を行うよう求めている。田村憲久厚労相は、扶養義務について、生活保護の「要件ではない」との認識を改めて提示。大阪市の事例を改めて提示。大阪市の事例を改めて提示。

大阪市の仕送り「めやす」例

扶養義務者の手取り(月額)	親子間 兄弟姉妹などへ	配偶・母子家庭へ 子どもが4歳未満
38万4200円※1	5000~3万4000円	6万~8万円
20万1000円※1	1000~2万2000円	2万~4万円
9万800円 ※2	0~1万5000円	1万~2万円

(注)40才、単身、給与所得者、社会保険加入(※1)、国民健康保険、国民年金加入(※2)として換算
出所:大阪市事務連絡(2013.11.8)より辰巳事務所作成

生活保護者の介護利用料

負担強要は法令違反

辰巳氏に厚労相

大阪市の一部の行政区が、生活保護利用者が介護保険制度を利用する際に、福祉用具の

参院予算委

購入、住宅改修費の一部負担部分を自己負担できるかどうか確認していたことが分かった。20日の参院予算委員会では、日本共産党の

自己負担について「本人が自分で負担できないことを確認する必要がある」と明記されていることを指摘。さらに「要介護5の人にシヤワーチェアが必要だと申し出たら、生活保護のケースワーカーから『自己負担させる。要介護5で動けないんやからええやろ』と迫られた」などの同協議会のアンケート調査で明らかになった事例を示し、実態を国として調査し、厳正に対応するよう求めました。田村憲久厚労相は「法令違反だ」と認める一方で「適切ではない」と答えるにとどまりました。